

よくある質問



Q1. 「自動録音機能付電話機」「外付け機器」とは何か。

- A 「自動録音機能付電話機」とは、呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す「着信前自動警告機能」と、通話内容を自動で録音する「自動録音機能」の両方を備えた固定電話機のことです。
「外付け機器」は、固定電話に接続して使う機器で「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」の両方を備えた機器のことです。

Q2. 住民登録地は高砂市だが、今は別の市町村に居住している。対象となるか。

- A 「高砂市内に住民登録があり、実際に現在居住している者」としているため、他の市町村に居住している場合は対象外となります。

Q3. 高砂市外に在住だが、市内に住む家族のために補助金を申請したい。補助の対象となるか。

- A 申請者が市外在住の方の場合は補助の対象外となってしまいます。ご家族のために、補助事業の活用をお考えの方は、対象機器を購入する前に、高砂市 危機管理室までお問い合わせください。

Q4. 同居の家族が申請する場合、同居の証明は必要か。

- A 証明する書類等の提出は必要ありませんが、補助金交付後に、同居関係にないなど、虚偽の申請が判明した場合は補助金返還を求める場合がありますのでご注意ください。

Q5. 迷惑電話防止機能付き電話なら補助対象となるのか。

- A 機能の名称に関係なく、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備える固定電話機又は外付け機器であれば対象となります。購入前に危機管理室にご確認ください。

(参考)

着信前自動警告機能

呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能

自動録音機能

通話内容を自動で録音する機能(利用者が手動で録音する機能のみの機器は対象外)

Q6. どれを買えばいいかわからないので、具体的な機種名を教えてください。

- A 高砂市が具体的な機種名を指定することはできません。
危機管理室が作成した「販売事業者」あての文書がありますので、それを販売店の方に見せて、ご相談ください。

Q7. 補助の対象となる電話機を、令和6年4月1日以前に購入したが補助の対象となるか。

- A 令和6年4月1日から令和6年12月31日までに購入した機器を補助対象としているため、補助の対象外です。

Q8. ネット通販(ショッピングサイト)での購入は対象か。

- A ネット通販(ショッピングサイト)での購入も対象となりますが、補助申請には領収書が必要となります。
領収書の発行ができない場合は、補助対象者ご本人が購入したことが分かる画面やメールのコピーを提出してください。
また、送料は補助対象外となりますので、申請時は送料を差し引いた額で申請してください。

Q9. オークションやフリマアプリ(サイト)からの購入は対象か。

- A オークションやフリマアプリ(サイト)等からの購入した機器は、補助の対象外です。

Q10. ポイントを利用して購入したが、補助額はどうか。

A ポイントを利用して値引きされた分は補助の対象となりません。ポイント値引き分を差し引いた購入費が補助対象経費になります。

Q11. 補助額の計算方法を教えてほしい。

A (例)

●11,550円の電話機を購入

→補助上限が10,000円のため、補助額は10,000円になります。

●9,350円の電話機を購入

→補助上限を超えないため、補助額は購入金額の100円未満を切り捨てた9,300円になります。

Q12. カタログが手に入らなかったが必ず提出しなければならないか。

A 補助対象となる機器かどうかの確認のため必要な書類になりますが、仮にカタログが手に入らなかった場合は、インターネットサイトの対象機器のページを印刷したものや、取扱説明書の表紙のコピーなど、機種名やメーカー名が確認できるものをご提出ください。

Q13. 販売店で、領収書をもらい忘れた。レシートでもいいか。

A 購入した機種名、販売店名、日付、購入金額の明細等が分かればレシートの提出でも大丈夫です。

Q14. 領収書(レシート)を紛失した。

A 補助金申請に領収書(レシート)が必要なことを販売店に説明し、再発行を受けてください。

Q15. 購入した機器がいなくなった。処分してもいいか。

A 補助金交付後 6 年間は、高砂市の承認なしに譲渡したり売却したりできません。高砂市の承認を得ずに、譲渡や売却を行った場合は、補助金の全部又は一部を返還してもらう場合がありますのでご注意ください。

なお、電話機が不要となり、廃棄する場合についても、使用状況調査を行う関係で、高砂市危機管理室に連絡をしてください。